

# 明 示 書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法																					
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	毎回のレポートには質問や感想欄を設け、必要に応じ担当講師からの指導援助を行う。演習においては複数の指導者による指導及び少人数でのグループ指導を行う。																				
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	受講中及び終了後、全受講者を対象に、当法人介護事業所等への就職情報提供を行う。																				
8. その他の事項																					
指定教育訓練実施者名及び代表者名	群馬中央医療生活協同組合 (代表者名: 瀧口 道生)																				
住所及び連絡先	群馬県前橋市朝倉町830-1 TEL 027-265-3531																				
施設名称及び施設長名	群馬中央医療生活協同組合 (施設長: 瀧口 道生)																				
住所及び連絡先	群馬県前橋市朝倉町830-1 TEL 027-265-3531																				
給付制度担当部署・者	介護職員初任者研修講座 (担当者: 新井 浩之)																				
連絡先	TEL 027-265-3531																				
教育訓練経費 支払い方法	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1. 教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)</td> <td style="text-align: right;">60,000 円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)</td> <td style="text-align: right;">60,000 円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">(うち、必須教材費</td> <td style="text-align: right;">5,900 円)</td> </tr> <tr> <td>2. 教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">① 副読本代 (税込額)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">③ 施設維持費 (税込額)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)</td> <td style="text-align: right;">0 円</td> </tr> <tr> <td>3. 総額 (1+2) (税込額)</td> <td style="text-align: right;">60,000 円</td> </tr> </table>	1. 教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)	60,000 円	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	0 円	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	60,000 円	(うち、必須教材費	5,900 円)	2. 教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)	0 円	① 副読本代 (税込額)	0 円	② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)	0 円	③ 施設維持費 (税込額)	0 円	④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	0 円	3. 総額 (1+2) (税込額)	60,000 円
1. 教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②)	60,000 円																				
① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	0 円																				
② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	60,000 円																				
(うち、必須教材費	5,900 円)																				
2. 教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)	0 円																				
① 副読本代 (税込額)	0 円																				
② 実習等に伴う交通費・宿泊費 (税込額)	0 円																				
③ 施設維持費 (税込額)	0 円																				
④ その他 (法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	0 円																				
3. 総額 (1+2) (税込額)	60,000 円																				
③ 両方可能																					

〔特記事項〕